

議案第105号

狭山市立老人福祉センターの指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

狭山市立老人福祉センター宝荘

狭山市立老人福祉センター寿荘

狭山市立老人福祉センター不老荘

2 指定管理者として指定するもの

埼玉県狭山市入間川2丁目4番13号

社会福祉法人狭山市社会福祉協議会

会長 塩野谷 延 夫

3 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

平成30年11月28日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

狭山市立老人福祉センターの管理に関し、指定管理者を指定したいので、この案を提出するものである。